

天童北部小学校いじめ防止基本方針（概要版） <令和3年度版>

※ 令和2年4月に「いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告（総務省）H30.3」を受け見直し・改訂を実施

1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、けんかやふざけ合い等による児童の被害性にも着目しながら、児童の尊厳を保持することを目的に、未然防止、早期発見・正確な認知・対応、組織的な対応等に全力で取り組むものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

※けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。

※好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当する。

※「いじめの芽・兆候」も「芽・兆候」として捉えるのではなく、「いじめ」として認知する。

3 いじめ防止のための組織（いじめ防止対策推進法22条）と具体的な取組み

(1) 「いじめ防止対策委員会」

○校 内 職 員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭
特別支援コーディネーター

○校外関係者：学校評議員代表、PTA代表、北部公民館長、主任児童委員、人権擁護委員
警察官 OB

(2) 具体的取組み

○基本方針の作成・実行・検証・修正等

○いじめの相談窓口、情報収集、組織的な対応

4 いじめの未然防止に向けた取組み

(1) 教職員による指導

○「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成と一人一人の児童を大切にしたい、わかりやすい授業づくりと温かい学級経営の推進

○特に配慮が必要な児童に対しては、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に実施する。

○家庭や関係機関と連携しながら、いじめの未然防止に向けた取組みを計画的、組織的に行う。

(2) 児童に培う力

○他者への共感的理解、人格尊重態度、コミュニケーション能力、ストレス対処力、自己有用感

(3) 児童の主体的な取組み「児童会によるいじめ防止の取組み」「4つの『あ』の取組み」

(4) 家庭、地域、教育委員会、関係機関との連携

5 早期発見・正確な認知の在り方

(1) 教職員による積極的な情報収集・正確な認知、定期的アンケート調査、教育相談・個人面談の活用

(2) 家庭、地域、関係機関、相談窓口等の組織的連携と体制の構築・改善

⑥ 早期対応・組織的対応・解消の見届け（要件）

- (1)素早い事実確認、教職員による情報の共有・相談、解消までの見届け
- (2)発見・通報を受けての組織的な対応（保護者、市教育委員会への連絡）
- (3)被害児童及びその保護者への対応、加害児童及びその保護者への対応
- (4)集団への指導、ネットいじめへの対応（情報モラル・メディア学習、人権学習）等

＜解消の要件＞

- ① いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月以上止んでいること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

⑦ 重大事態への対応

(1)重大事態の意味

※以下の（ア）～（ウ）以外でも、学校が重大事態として対処する必要があると判断したもの。

- （ア） いじめにより当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- （イ） いじめにより、当該児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- （ウ） 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。）

(2)重大事態への対処の基本的な姿勢

- 「いじめがあったのではないか」という姿勢で事実に向き合う。
- 児童・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
- 重大事態が発生した場合、発生報告を市教育委員会へ速やかに適切に行う。
- 調査は迅速かつ計画的に行う。
- 児童及び保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。
- 児童のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

(3)調査組織の設置（いじめ防止対策推進法28条）調査の実施・連携（市教育委員会及び市長への報告）

- 市及び県「いじめ解決支援チーム」との連携
- 市第三者調査組織による調査
- 当該児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは、警察署に通報し対応する。

⑧ 定期的な評価・改善

- ほくとハートアップアンケート（5回）、県いじめ調査アンケート（2回）、Q-Uアンケート（2回）
- 週1回の「子どもを語る会」の実施
児童一人一人の状況や変容、学級の状態を週1回、全教職員で情報共有する。
- 児童の視点で客観的に振り返り・改善
いじめ防止対策に係る取組「点検表」の活用

⑨ 校内研修・学校評価

- (1)いじめの理解・組織的対応・Q-Uアンケート等を活かした校内研修の計画的な実施（2回）
- (2)いじめの未然防止・早期発見・正確な認知・対応、組織・連携のあり方等に対する評価と改善